

重要

「ねんきん特別便」が届いた方へお知らせ

★住所変更の届出がお済みでない方は…

大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所変更・訂正はご自身による手続きが必要ですので、以下の窓口で手続きをお願いします。

国民年金第1号被保険者	お住まいの市区町村役場の窓口
厚生年金加入者	厚生年金加入者のお勤め先（社会保険事務担当者）
国民年金第3号被保険者	
年金受給者	お近くの社会保険事務所

★結婚等で名字が変わった方は…

結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの年金手帳等をご確認いただき、氏名変更の届出がお済みでない方につきましては変更手続きをお急ぎくださいますようお願いいたします。

★「ねんきん特別便」の内容確認と確認後の回答

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。記録もれがないか十分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

★「ねんきん特別便」に関するお問合せ

「ねんきん特別便」専用ダイヤル ☎0570-058-555

★「年金記録相談」に関するお問合せ

水戸南社会保険事務所 ☎029-227-3251

年金記録相談のご案内

（「ねんきん特別便」が届いた方が対象です）

日時 平成20年2月26日（火）
午前9:30～午後4:00

場所 行方市北浦公民館2階 会議室

主催 水戸南社会保険事務所

※相談の際、「ねんきん特別便」・年金証書（年金受給者のみ）・年金手帳（または基礎年金番号通知書）・印かんをご持参ください

※代理の方がお越しになる際は、委任状及び身分のわかるものを必ずご持参ください

●交通事故にあったときは

万が一交通事故などで第三者行為によって怪我等をしたときは、国民健康保険で医療機関にかかることができます。その際は、必ず警察に届出をし、国保年金グループへ連絡をして「第三者行為による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受取ったり、示談などを済ませたりすると国保が使えなくなります。示談する前に国保年金グループへご相談ください。

●保険証が使えないとき

- ・病氣とみなされないもの（人間ドック、予防接種、正常な妊娠・出産、美容整形など）
- ・ほかの保険が使えるとき（労災保険対象など）
- ・けんかや泥酔による怪我や病氣など
- ・故意の犯罪行為や故意の事故など

●大学等の修学のため、親元とは別の市町村へ住所を移す場合

学生などで、親元と別の住所になる方は、実際の住所に関わらず親の住所地の被保険者（行方市の国保）となります。その際は在学証明書を添付して届出してください。

問 市民課国保年金グループ（玉造庁舎）
☎0299-5510111



国民健康保険からの お知らせ